

判定申請図書（副本）の確認検査機関等への直接送付について

1. 判定申請図書（副本）の確認検査機関等への直接送付について

- (1) 適合判定通知書を交付する際に、建築主事又は確認検査機関（以下「確認検査機関等」という）の了解を得ている場合は、適合判定通知書（写し）、判定申請図書（副本）を確認検査機関等へ直接送付いたします。なお、電子申請による場合は、直接送付の対象外といたします。
- (2) 送付時に、申請代理者及び確認検査機関等へメールで連絡いたします。
- (3) 適合判定通知書（原本）は、申請代理者に送付いたします。
- (4) 確認検査機関等への送付費用は当センターが負担し、信書便により送付いたします。
- (5) お急ぎの場合は、この直接送付によらず、申請者（又は申請代理者）による窓口での受領をお勧めいたします（宅配業者の信書便は到着時間帯の指定ができません）。また、宅配業者等による図書の紛失、破損、遅延等については、依頼者にて対処をお願いします。

2. 送付依頼書の提出について

- (1) 確認検査機関等へ適合判定通知書（写し）、判定申請図書（副本）の直接送付を希望される場合は、判定申請時又は追加説明書提出時等、事前に送付依頼書をご提出ください。なお、申請者（又は申請代理者）が適合判定通知書（原本）及び判定申請図書（副本）の受領を申し出た場合は、本依頼は取下げられたこととします。
- (2) 依頼者は、建築主となります。
- (3) 送付依頼書（様式）は、以下 URL よりダウンロードしてください。

<https://www.bcj.or.jp/judgment/download/>

◆お問合せ先

(一財)日本建築センター 構造判定部
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9
TEL : 03-5283-0475 e-mail : hantei@bcj.or.jp

(一財)日本建築センター 大阪事務所
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル
TEL : 06-6264-7732 e-mail : osaka_2@bcj.or.jp